



平成 29 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名 **マックス株式会社**
代 表 者 名 代表取締役社長 黒 沢 光 照
(コード番号：6454 東証第1部)
問 合 せ 先 主幹執行役員 浅 見 泰
(TEL. 03-3669-8106)

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 4 月 10 日開催の取締役会において、会社法第 195 条の第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において、売買単位を 100 株に統一することが示されていることを踏まえ、単元株式数の引き下げを行うものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日(日)

(参考)平成 29 年 10 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されます。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数変更に伴うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後定款
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

(3) 効力発生日

平成 29 年 10 月 1 日(日)

以上